

浦添市高齢者介護用品支給事業実施規程（平成24年告示第34号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p style="text-align: center;">浦添市高齢者介護用品支給事業実施規程</p> <p style="text-align: right;">平成24年 3 月30日 告示第34号</p> <p>（支給証の交付）</p> <p>第8条 〔略〕</p> <p>2 支給証は、申請日の属する月の翌月から<u>翌年度 6 月分</u> までを一括し交付するものとする。<u>ただし、申請が当該年度の4月1日から5月31日までに行われた場合は、当該年度の6月分までを支給するものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">浦添市高齢者介護用品支給事業実施規程</p> <p style="text-align: right;">平成24年 3 月30日 告示第34号</p> <p>（支給証の交付）</p> <p>第8条 〔略〕</p> <p>2 支給証は、申請日の属する月の翌月から<u>当該年度の3月分</u>までを一括し交付するものとする。<u>_____</u> _____</p>